



Title	日米関係 沖縄返還20(1.将来のVOA中継局運営に関する日米協議 外務省外交史料館レファレンス番号 : nd)
Author(s)	-
Citation	平成27年度外交記録公開(1)No.1 公開日 : 平成27年12月24日 外務省外交史料館管理番号 : 2015-2081 CD・DVD番号 : H27-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43796
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

将来のVFA中継局の運営に関する日米協議

VOAと在米大使館をめぐり法的問題点
(法規課より聴取) 48.3.2 午後1

(1) ① 一般政府機関 (VOA) の享受する 領土
国家免除

② 国家は平等であるから一國が他國の国内
法に服するべきではない。この考えから来り
主権免除。具体的には主権免除でカバー
されるのは、政府機関自体 (即ち、国と
しての) 活動について外國の裁判に
服しないこと。これを裁判権免除とい
ふ。國から職員に給與される
給与についての所得税免除 税免
は免除。

(2) 外交特権については (1) の国家免除に
加えて、ウィーン条約上、大使館の建築物自体
の不可侵権、外交官特権 (身体不可侵)

建築物についての国家主権
取得税、不動産税免除

外交官個人としての活動についての刑罰裁 ~~免~~ 免除

例外的場合を除く民事裁判権免除)がある。

3. 1.2より、後にはVOAと大使館に在る
の日本人職員に日本法を適用する場合の

法的な差異は、VOAの場合には不可侵権

(適用法に7129)が認められるが、大使館には法

が認められる。この点については、

上記の通りである。(VOAも大使館も、19

理由により裁判権免除は享受する。)



EMBASSY OF THE
UNITED STATES OF AMERICA

Tokyo, Japan

U.S. INFORMATION SERVICE

April 15, 1974

Mr. Hitoshi Honda
First North American Division
American Affairs Bureau
Ministry of Foreign Affairs
2 Kasumigaseki 2-chome
Chiyoda-ku, Tokyo

Dear Mr. Honda:

In response to your request for information on appropriations for the Voice of America, and evidence of its Congressional support, I am attaching two excerpts from the CONGRESSIONAL QUARTERLY.

To summarize, the Senate Foreign Relations Committee in May 1973 cut \$31,154,500 from USIA's requested budget of \$224,404,000. As part of this, it cut \$16 million of the \$17 million requested for acquisition and construction of new radio facilities, but it left intact the Administration's request of \$56,063,000 for normal VOA operations. The latter action was "in recognition that the Voice of America (VOA) has established itself as a reliable and reasonably balanced source of news programming with a broad listenership." After a long Congressional battle and a Presidential veto, a good part of the USIA funds were restored, with the final authorization for USIA's operations in FY 74 being \$215,614,000. Unfortunately we do not have a breakdown of that figure. The funds for new radio facilities, however, were not restored.

I hope this answers your questions.

Sincerely yours,


Harlan F. Rosacker
Media Relations Officer

Enclosures: FOREIGN RELATIONS CUTS
\$31-MILLION IN USIA FUNDS
USIA AUTHORIZATION

沖繩 V O A 中継局の運営に関する
日米予備協議（議事要録）

昭和49. 4/6

アメリカ局北米第一課

3月28日沖繩返還協定上、本年5月に予定されている沖繩 V O A 中継局の将来の運営に関する日米政府間協議に備えて、米側と予備協議を行なったところ、協議概要は次のとおり。

（出席者は別紙のとおり。）

1. 基本的立場

- (1) 当方より、別添対処方針に基づき、本件に対する国内的関心につき沖繩返還以来の国会論議の要点を中心に説明しつつ、日本側としては、沖繩返還協定に定められた5年以内に可及的すみやかに沖繩より V O A 中継局が撤去されることを強く希望し、従つて5月の本協議の際に米側が中継局撤去ないし移転の見通しを明確にすることが望まれる旨強調した。

先方より、本件中継局運営に対する米国の基本的立場は、沖繩返還交渉当時と変つてい

極秘

ない。VOAの活動は、たとえばRadio ^{Free} Europe
及びRadio Libertyのような冷戦下の宣伝の
意味は全くないものであり、従つて、国際的
な緊張緩和への傾向もVOAの重要性をなん
ら低下させていない。またVOAの活動は議
会においても十分な支持をえており、その証
左として、たとえば、本年度議会において、
USIS全体の予算はかなり削減されたにもか
かわらず、VOAの予算はなんら削減されな
かつた事実がある。沖縄返還交渉当時、日本
側が沖縄のVOA中継局の存続に反対したの
に対し、米国内にはこのような日本の立場を
「忘恩」(ingratitude)行為だ、とする向き
があつたが、そのような考え方は現在も一部
に存続している。現在の時点で予測しうる米
側の5月^の本協議に臨む立場は、沖縄返還協定
第8条の文言どおりのものであると述べた。

2. 存続期間経過時の問題

先方より、万一協定上定められた5年の存続期間以降も本件中継局を存続せざるをえなくなつた場合には、日本側において、いかなる法制手続を必要とし、国内的にいかなる政治問題が生じうるか、また、それはどの程度深刻なものなのかと質したのに対し、当方より、日本側の基本的立場はあくまでも前記のとおりであるが、万一、本件中継局が予見しえない事情（従来の対国会説明では、天変地異のごときものといっている。）により、協定上の存続期間を越えて活動する必要がある場合には、手続的には新たな条約を必要とし、また政治的には、沖縄返還交渉当時のわが方立場にかんがみても、(1)本件中継局の存在自体が政治的なものとみなされていること、(2)そもそも日本領土内に外国の放送局が存在すること自体不自然であり、国内的に justify し難いこと、(3)本件中継局の存在は、沖縄返還につき、日米間で未解決の問題のひとつとして捉えられていること、等の理由

極秘

から、5年間の期間を越えて存続を認めることは、事実上不可能である旨説明した。

3. 電波行政上の問題

先方より、本件中継局の運営により、日本の電波行政上電波妨害等の具体的な問題を生じているか、と質問したのに対し、郵政省出席者よりオブザーバーとして出席しているため、コメントは避けたい、と述べ、当方より、放送時間、特性の変更等に関する技術的調整は円滑に行なっている、と述べた。

4. 予算措置

当方よりの質問に対し、先方より、本件移転費用につき、USIAはcontingency planning^gとして160万ドルを1974年度予算に計上し、議会の承認を求めたところ、議会はかかる

contingency planningの必要性を認めなかつた。

本年度も、議会のふん囲気の大きな変化は期待できないため、USIAは1975年度予算には本件移転費を計上しなかつた。今後の予算措置ぶりも、USIAが議会のふん囲気をいかに判断するかにかかると説明した。

5. 中継局機材の移管について

先方より、本件中継局の活動の終了の様相が、移転によるものであつても、あるいは放送業務自体の中止によるものであつても、中継局の発電機等の重い機材を沖縄より他の場所に輸送することは事実上不可能なので、米側としては、同機材を日本のどこかの放送局が引取つてくれれば好都合であると考えている。ついでに、本件に関心を寄せる放送局等があれば連絡願いたいと述べた。

6. 周波数の問題

先方より、現在沖縄のV O A 中継局が使用している周波数1,178キロサイクルは、協定上使用が明示的に認められていることでもあり、本年10月ジュネーヴにて開催される予定のI T U 会議において同周波数の確保が問題となる場合には、日本が同周波数を protect するよう要請した（上記会議は Region I (アジア・大洋州) を対象とするもので、Region II (南北米) に属する米国は同会議に出席しえないため) とし、当方より、と

極秘

りあえず米側要請を take note しておく旨述べておいた。

7. 土地問題

当方より、中継局の使用している土地につき、地主との契約が難航しているとの報道が昨年夏の現地新聞にあつたが、現状いかんと質問したのに対して、先方より、たまたま中継局長の交替のため地主との話合いが足ぶみ状態だつた時点で、上記報道が出たものであるが、新局長着任後話合いがつき、1年毎の賃貸料支払を行なっている、と述べた。

8. 雇用問題

当方の質問に対し、先方より、中継局の日本人職員の雇用問題については、今のところなんら問題は生じていない (peaceful) と述べた。

当方より、中継局の活動停止の時期が近づいて、退職金等の問題がでてくる可能性があるると指摘しておいた。

9. 5月の本協議

当方より、本協議は5月の前半に、よりハイ

極秘

レベル（たとえばアメリカ局長をヘッドとする。）
で行なりことを考えている、と述べたのに対し、
先方より、米側としては、時期については5月第
2週を、またヘッドとしてはシェースミス公使
を考えていると述べた。

10. 対プレス応答ぶり

本件予備協議については、プレス及び国会に
対し積極的に発表することなく、質問された場
合には、内容にふれることなく、予備協議開催
の事実のみに言及することにした。

出席者

日本側

外務省アメリカ局深田参事官

郵政省電波管理局松沢法規課長

外務省アメリカ局北米第一課松浦首席事務官

郵政省電波管理局法規課館野補佐

外務省アメリカ局北米第一課沼田事務官

同 本田事務官

同 情報文化局報道課 森山事務官

米側

在京米国大使館シュミッツ参事官

同 ムーア広報部次長

沖繩VOA中継局ウェスタダル次長

在京米国大使館PM班パブスト書記官

同 広報部ロサカ書記官

秘
無 類 限

アメリカ局長

参事官

報道課

条約課長 伊
三ツノ一海

北米才一課

沖繩VOA中継局の運営に関する日米協議

49. 5. 2

北米才一課

2日、在京米大使シムツ参事官より当課(沼田)に對し、本件日米協議のつぎの通り連絡

越した。

1. 協議の時間

5月7日 午後2時30分より4時正

8日 午後2時30分より

(終了時間は不明)

とした。(当方としてはお互に上記の時間)

に問題なく一切の事は進んでおいた。

2. (当方) 本件協議におよび米側

は右の新しい問題を提起するが、

と直(に)に對し) 米側としては、合意議事録

第8条の「予見されざる事情」(unforeseen circumstances)の解釈を明~~く~~に~~し~~て~~お~~く~~べ~~い~~。~~
12月9日4759-2号
~~を~~ ~~お~~ ~~く~~ ~~べ~~ ~~い~~ ~~。~~

(半側は、~~同~~予見されざる事情、~~は~~、
地震発生時の~~緊急~~避難の見~~え~~、
地震発生に~~お~~ける建築~~資~~材の不足等~~が~~
これに~~お~~いて、工事中に地下水が~~発見~~され~~て~~建築の~~遅~~れ~~が~~生じた~~こと~~)

建築技術上の問題も含まれると解釈
に~~お~~ける。(従来、~~お~~お~~く~~べ~~い~~、国会~~に~~お~~い~~て、
予見されざる事情~~とは~~、~~お~~お~~く~~べ~~い~~、
あり、

天変地異~~等~~等が考慮される旨説明して~~お~~く~~べ~~い~~。~~
~~お~~お~~く~~べ~~い~~ 3月の~~予~~備~~招~~き~~の~~義~~に~~お~~い~~て~~お~~お~~く~~べ~~い~~に

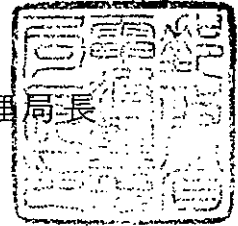
報(20)。

郵波法第69号

昭和49年5月2日

外務省アメリカ局長 殿

郵政省電波監理局長



沖縄VOA中継局の運営に関する第1回日米
本協議対処方針について(通知)

標記についての当省の意見は、別紙のとおりであるの
で、よろしく取り計らい願います。

郵 政 省

別紙

沖繩 V O A 中継局の運営に関する第 1 回 日米本協議対処方針について

第 1 基本方針

沖繩返還交渉当時の経緯（電波法等国内法制上の建前から、沖繩 V O A 中継局の存続は認められないとした日本側の立場）をふまえて、沖繩返還協定第 8 条は、あくまでも 5 年間を限つて沖繩 V O A 中継局の暫定的存続を認めたものであること、並びに本件に対する国内的関心にかんがみ、日本側としては、同協定に定められた 5 年以内に可及的速やかに沖繩より V O A 中継局が撤去されることを強く希望する。

第 2 個別的事項

- (a) 沖繩 V O A 中継局の活動停止後、その機材を日本側において引き取ってもらいたいというアメリカ側からの申し入れについて

現在日本政府としては、沖繩 V O A 中継局の活動停止後、その機材を日本側が引き取ることは考えて

いない。

- (b) 本年10月ジュネーブにおいて開催予定のLF/MF
会議（対象：第1・第3地域）において、沖縄VOA
中継局の中波1178kHzを日本が守つて欲しいとい
うアメリカ側からの申し入れについて

本年10月ジュネーブで行われるLF/MF会議は、
LF/MF放送バンド用周波数割当計画を作成するた
めの基礎として役立つ技術上及び運用上の基準を作
成するためのものであり、またその帰すうは全く予
測のつかない状況にあるので、アメリカ側の意向に
留意するとの発言にとどめるものとする。

Opening Statement by Mr. Yoshio Okawara,
Director-General of the American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs,
at the Japan-U.S. Consultation
on the VOA Okinawa Relay Station

May 7, 1974

Mr. Shoesmith and gentlemen:

I wish first to welcome Mr. Shoesmith and other friends of the American side on this occasion of the Consultation on the VOA Okinawa Relay Station.

All of us who were in some way involved in the historic negotiation leading to the reversion of Okinawa recall that the operation of the Voice of America on Okinawa Island posed one of the most important reversion-related issues. In the course of the reversion negotiation, the Japanese and American sides strove together in a spirit of friendship and understanding to solve the issue, and arrived at the formula incorporated in the Reversion Agreement.

Today, as we meet here to hold the consultation between the two governments on future operation of the Voice of America on Okinawa Island in accordance with Article 8 of the Reversion Agreement, I wish to underline my hope that the spirit of friendship and understanding will prevail

again

again and help bring this long-standing question of the Voice of America to a speedy and smooth conclusion.

For the purpose of clarifying the issues at hand and expediting the present discussions, let me state in brief the basic position of the Japanese Government.

1. As we made clear in the course of the reversion negotiation and also in the preliminary consultation last March, we regard the operation of the VOA Relay Station in Okinawa as a very exceptional case in the light of the Japanese laws governing radio transmission, the continuation of which we can consent to only for a period of five years after the date of entry into force of the Reversion Agreement, namely, until May 1977.

2. As evidenced by the interpellations in the Diet and the reports in the mass media before and after reversion, there persists a strong domestic feeling calling for the earliest possible termination of the operation of the Voice of America on Okinawa Island. It is estimated that the Japanese Government will find it increasingly difficult to justify itself against the criticism that this major task related to the reversion of Okinawa remains unfinished.

3. It is therefore the strong hope of the Japanese side that the operation of the VOA Relay station on Okinawa Island be terminated as early as possible within the five-year period

period provided for in Article 8 of the Reversion Agreement.

4. In the light of the above and also in the light of the representations made by the Japanese side in the course of the reversion negotiation, we wish in the course of the present consultation to focus on the modality and timing of the termination of the operation of the VOA Relay Station. As we stated in the preliminary consultation last March, we wish the American side to provide us with a concrete plan and timetable for cessation or relocation outside Japan of the VOA Relay Station in Okinawa. In this connection, let me point out that, in our view, it is necessary that the U.S. Government give clear and specific indications on the relocation or cessation of the VOA Relay Station within one year from now, at the latest, in order to effect smoothly the timetable envisaged in the Reversion Agreement which includes a period of roughly two years for the construction of a substitute facility.

Lastly, I would like to reiterate my hope that the American side will respond with understanding to the position I have just outlined.

May 8, 1974

PRESS GUIDANCE

SUBJECT: VOA Okinawa Consultations, May 7 and 8, 1974

In accordance with Article VIII of the Okinawa Reversion Agreement, representatives of the USG and GOJ met in Tokyo on May 7 and 8, 1974 for consultations concerning the future operation of the VOA Relay Station on Okinawa Island. The US was represented by the Chargé d'Affaires, Mr. Thomas Shoesmith, Mr. William Miller, USIS, Washington, D.C. and Charles Schmitz, Counselor of Embassy for Political-Military Affairs. The Japanese Government was represented by Mr. Yoshio Okawara, Foreign Office Director General for American Affairs and Mr. Fukada, Deputy Director General for American Affairs.

The US side explained that VOA broadcasts consisted of educational, cultural and news content and that no countries in the Asia are to which the broadcasts are directed had objected to such broadcasting. The US side pointed out also that it considered broadcasts of the VOA to be fully consistent with the hope for continued relaxation of tensions in Asia.

The US side made clear that it sees much benefit in the operation of the VOA.

The

The Japanese side reiterated its basic position that it strongly hopes that the operation of the VOA Relay Station be terminated as soon as possible, and in any event, not later than the 5-year period provided for in Article 8 of the Reversion Agent.

The US side undertook to report fully the position of the Japanese side to Washington.

The two sides agreed to maintain close contact on the question.

沖縄VOA中継局の開設

日米協定(澤田参事官の7月27日報告)

49 6.5
指: 道

(参事官)

5月7-8日の第1回日米協定(引続き、5月
11日の第2回協定(本局)の件。出席者は

日米側から大塚参事官、局長ほか、南米側
より、在米米大使館のロズマン臨時代理大使ほか

南米側出席。

御承知のとおり、前回の協定で沖縄送還
協定8条により協定発効日の5年以内は撤去
(と合意済)

同日の打ち合わせより、この5年以内は実現方法
について日米側間で意見を表明、その結果、米側は

日米側の立場をワシントンに報告し、~~日米~~検討する
ことになった。

日米の合意は、米側は日米の立場を認め
たことにより、ACCEPTするとのことになった。協定

の交渉及び合意決定記録に従い、米側は1997年
9月15日迄に代替施設を完了するよう出来た

たの努力を述べたことと述べた。日米側はこれ
を了承し、同協定8条に基づき(迅速に肉付)

協定を終了した。これを確認した。又、今後
の問題について日米事務レベルで随時協

議を続けることになった。

(16)

米側は年産の予算に計上するもの



(参考官)

この方向の案件は、この中心を表明、我が技術的
的のた之とは、このから、このよう、このた。

今後事務の中心を協定し、この解明、このた。

(内)

代替施設には、この例、このた、このた、
このた、このた、このた。

(参考官)

このた、このた、このた。

(内)

このた、このた、このた、このた、このた、
このた、このた、このた、このた、このた。

(参考官)

日本協定の課程、このた、このた、
このた、このた、このた、このた、このた。

と見ら。米例は復数の候補地を検討して
いるのだらう。

(16)

申請書の停止について移転という事だ。

(参考)

米例の説明では代替施設とされている。

(12E)

日中総協理 沖縄訪問用資料

沖縄VOA中継局問題

昭49.6.13.

外務省 アリカ局

1. 沖縄返還協定第8条:

(1) 日本政府は、同協定効力発生の日(昭47.5.15)から5年の期間にわたり、沖縄島におけるグアイス・オグ・アメリカ中継局の運営を継続することに同意。

(2) 日米両政府は、協定効力発生の日から2年後に沖縄島におけるグアイス・オグ・アメリカの将来の運営について協議に入る。

2. 将来の運営についての日米両政府協議

(1) 予備協議 昭49.3.28. 於東京

(2) 本協議

(1) 昭49.5.7~8. 於東京

(i) 米側は、VOAの放送内容はコース等を主体とした教育的・文化的なもので、挑発的要素はなく、有意義な活動であると説明。

(ii) 日米側は、本件の中継局の活動はできるだけ早期に、遅くとも1977年5月までに終了すべきとの経路からの立場を再確認。

(2) 昭49.6.5. 於東京

(i) 米側は、上記(ii)の日米側の立場につき検討し、結果、これを了承。返還協定第8条及び同条に關する合意議事録に基づいて、1977年5月15日までに代替施設の建設を完了するようあらゆる努力を行なうこと述べ、日米側は右の米側立場に留意。

(ii) 協定8条に基づく両政府間協議は終了。今後、この問題につき日米事務レベルで随時連絡を保持する。

情通の

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

本田 裕彦

沖縄VOA中継局の時間延長許可申請

127112

49. 9. 18
北米1

郵政省電波管理局法規課 (藤井 事務官 TEL. 504-4855) より 本件につき次のとおり連絡し

円者としては別に問題ないので許可する方針がある
が、~~局長~~ 貴方の意見を伺いたいと照会があった。

9月18日

1. 放送時間の延長及び方位 (zone) の変更に関する理由 (~~9月18日~~)

フォード大統領の国連向けメッセージの発表

2. 技術的問題

(1) 周波数 7165 キロヘルツの方位 43-44

(アンテナを308度から10度に変更)

を44のみにして、中国語放送を英語放送にする。

(注)

郵政省の申し出に異存はないが電波がみ

(注)

(ロ) 周波数 6010 及び 11760 キロヘルツ

の放送時間 (11:00 ~ 16:00) を

1 時間延長し 211。